

仕様書	
件 名	東京都地域中小企業応援ファンドにおける動画の制作について
内 容	<p>東京都地域中小企業応援ファンド地域資源活用イノベーション創出助成金交付事業者の成果である商品・サービスを紹介する動画を制作すること。</p> <p>(1) 制作本数：14本</p> <p>(2) 映像内容</p> <p>①上映時間：2分±30秒</p> <p>②ナレーション（プロナレーター）、BGMあり</p> <p>③原版の映像サイズ、画質：1920×1080ピクセル</p> <p>④大画面高画質再生（ハイビジョン・ブルーレイ）も可能なもの。</p> <p>⑤動画は静止画等を組み合わせて構成することを基本とし、必要に応じて動画も挿入すること。</p> <p>⑥応援ファンド事業の成果であること、映像の制作は当公社が行っていることがわかるように、共通の映像を作成し、各動画に組込むこと。</p> <p>(3) 制作手順</p> <p>①制作対象事業者への説明、写真撮影・ナレーション原案作成方法の指導・教育</p> <p>②上記①に係る制作説明会（3回）の実施（8月19日、8月20日、8月24日を予定）</p> <p>③映像素材の収集</p> <p>④必要な映像素材の撮影（動画・写真） （撮影場所は東京都内で、多摩地域を含み、島しょを除く）</p> <p>⑤ナレーション原稿の作成</p> <p>⑥ナレーション録音</p> <p>⑦BGM手配、編集</p> <p>⑧仮編集</p> <p>⑨本編集</p> <p>⑩履行期限の2週間前までに動画を完成させ、市販のブルーレイプレイヤーで視聴可能なディスクで納入すること。その際、修正の必要が生じた場合には対応すること。</p> <p>(4) 納入物</p> <p>動画1本につき、1920×1080ピクセルのブルーレイディスク2セット及び下記拡張子・ピクセル数のデータをDVDで2セット納入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・mov：1920×1080 ・wmv：1280×720,800×450 <p>また、公益財団法人東京都中小企業振興公社（以下、「公社」とする。）から別途求めがあった場合は、前記のファイル形式において、前記以外の指定サイズ（解像度）での書き出しを行うこと。</p>
履行場所	公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援部総合支援課 〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地

履行期限	平成28年1月29日
契約情報の公表	<p>公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。</p> <p>(1) 公表項目 契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額</p> <p>(2) 公表時期及び手法 決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当会社ホームページ及び閲覧により公表いたします。</p> <p>なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができます。</p>
その他	<p>(1) 公社が提供する写真等の素材は、本件以外に使用しないこと。</p> <p>(2) 制作者は動画を制作するにあたり、非独占的使用権の素材及び音楽を利用することを可とする。</p> <p>(3) 制作者が収集、撮影した素材については、公社は権利を主張しない。</p> <p>(4) 制作した動画に関するすべての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）を、公社に譲渡すること。</p> <p>(5) 制作者は、公社または公社が認めた者が動画を利用するにあたり、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないこと。</p> <p>(6) 制作者は公社に対して、公社が本契約に基づき、本著作権の譲渡登録をするにあたって、登録手続きに必要な書類の作成及び資料の提供に協力すること。</p> <p>(7) 制作者は公社に対し、制作した動画が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証すること。</p> <p>(8) 制作者は、公社からの求めがあった際には、映像制作にあたって発注した下請け業者及び素材の作成を依頼した作家、使用した非独占的使用権の素材並びに音楽の契約書又は利用規約を提示しなければならない。</p> <p>(9) 制作した動画により権利侵害などの問題を生じ、公社または第三者に対し損害を与え、または損害を与える恐れが生じたときは、制作者はその責任と負担においてこれを処理すること。</p> <p>(10) 制作した動画の著作権譲渡の対価は本件に含まれるものとする。</p> <p>(11) 本件に基づいて訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所をもって第一審の専属的管轄裁判所とする。</p> <p>(12) その他詳細や疑義が生じたときは、公社職員と協議の上、決定すること。</p>
暴力団等排除に関する特約条項	暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。